

2014年 6月 吉日

殿

中小企業家同友会全国協議会
会長 鋤柄修
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷KTビル3F
電話 03 (5215) 0877(代) FAX 03 (5215) 0878

URL <http://www.doyu.jp>

2015年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言

中同協の概要

- ・中小企業家同友会全国協議会 [略称・中同協] は47都道府県にある中小企業家同友会の全国組織
- ・創立: 1957年4月、日本中小企業家同友会（現東京中小企業家同友会）として東京で創立
- ・全国協議会設立: 1969年11月
- ・会長: 鋤柄修 (株エヌシステム代表取締役会長)
- ・会員数: 4万3千名 (企業経営者)
- ・会員企業規模: 平均従業員数約30名、平均資本金1,500万円
- ・中小企業家同友会は経営者の自助努力による経営の安定・発展、経営者自身の成長、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めています

中小企業家同友会の3つの目的

- ①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靭な経営体質をつくることをめざします。
- ②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

目 次

はじめに

I、2014年度の要望・提言の実現事項と基本姿勢

1. 2014 年度の要望・提言の実現事項

2. 中小企業家同友会の 5 つの基本姿勢・行動指針

II、2015年度国に対する中小企業家の要望・提言

1. 中小企業憲章を国民に広げ根づかせ、その内容を実現すること

2. 中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための支援の抜本的強化

3. 東日本大震災からの復興を推進し、大震災の教訓を生かし地域密着で防災対策を進める

4. 円滑な資金供給と「経営者保証に関するガイドライン」の活用を

5. 景気回復を促し中小企業の成長、新規企業の育成に有効な税制を

6. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立し、公正競争の促進を

7. 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システム構築

8. エネルギーシフトで原子力・化石燃料に依存しない持続可能な社会を創造する

9. 豊かな人間として育つための教育環境の重視

10. 労働環境改善と障害者雇用・就労環境の拡充のために

11. 女性の企業家を増やし、事業を維持発展させるために

12. 清潔な政治・行政の確立と武力によらない国際貢献、アジアとの共存共栄

13. その他

はじめに

私たち中小企業家同友会全国協議会〔略称・中同協〕は、1969年（昭和44年）設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を是正することに努め、1973年（昭和48年）以降毎年、国の政策に対する要望・提言を、政府各機関とすべての政党および国会議員にお伝えし、懇談を積み重ねて参りました。

私たちは2003年以来、日本経済において地域に根ざした中小企業が果たしている役割を正当に評価し、従来型の補完的役割という政策比重の置き方を抜本的に転換させ、中小企業政策を産業政策の柱とする姿勢に転換する「中小企業憲章」の制定を提言してまいりました。そして、2010年6月に「中小企業憲章」が閣議決定されました。私たちはこの画期的な憲章の具体化と活用を期待します。

「経営者保証に関するガイドライン」が公表され、1990年代から要望していた「連帯保証人の要らない制度融資の拡充」要求や、2000年代からの金融アセスメント法で提起した保証債務の有限責任化がようやく一歩実現しました。

中小企業経営がいま望むことは、安全・安心の社会と国民の安定した消費購買力をつくり、国内市場の安定的拡大を図ることです。私たちは、この課題に震災復興と結びつけて取り組むことを望んでいます。

私たちは、自らの基本姿勢の確立に努め、中小企業家としての社会的責務を果たし、日本経済と中小企業が発展できる環境をつくるために以下のような経営環境を求め、行動するものです。

関係各位のご協力、ご支援を要望します。

I、2014年度の要望・提言の実現事項と基本姿勢

1. 2014年度の要望・提言の実現・留意事項

(1) 中小企業憲章について

2010年、中小企業憲章が閣議決定された。ここでは、「経済やくらしを支え」「家族のみならず従業員を守る責任を果たす」「地域社会と住民生活に貢献し」「地域社会の安定をもたらす」といった中小企業の地域や生活における役割が強調されている。「地域とくらしを支える中小企業」というこれまでとは異なる中小企業像の提起。これは、中小企業政策の政策思想の変化といえる可能性を持つ。

中小企業憲章の理念である「地域とくらしを支える中小企業」が、小規模企業者の意義として昨年6月の中小企業基本法の改正に反映された。基本理念では、「地域における経済的安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与する」などが付け加えられた。これが、第一弾であり、そして小規模企業振興基本法の制定が第二弾である。

小規模企業振興基本法案が通常国会へ提出。法律の概要は、小企業者（概ね従業員五人以下）を含む小規模企業について、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を位置づける。小規模企業施策について5年間の基本計画を定め、政策の継続性・一貫性を担保する仕組みをつくるとしている。

(2) 金融政策と経営者保証について

金融庁は金融モニタリング基本方針で検査方針の見直しを打ち出した。融資審査における事業性の重視と小口の資産査定に関する金融機関の判断の尊重を掲げ、金融機関の独自の判断を強調した。また、中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な1年とし、金融機関においては、中小企業の真の意味での経営改善が図られるよう、取り組んでいくとしている。

「経営者保証に関するガイドライン」が公表された。経営者の個人保証について、①法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと。②早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等（従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円）を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること、③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除することなどを定めた「ガイドライン」ができた。

中同協が1990年代から要望していた「連帯保証人の要らない制度融資の拡充」要求や、2000年代からの金融アセスメント法で提起した保証債務の有限責任化がようやく一歩実現した。

(3) 消費税について

消費税法の改正が行われ、2014年4月に8%、2015年10月には10%へと2段階で引上げられることになった。このまま税率が引上げられたならば更なる消費税の滞納を招くだけであり、中小企業家自身の生活が脅かされることにもなる。消費税率の引き上げ実施をする前に、すべての中小事業者においても価格への完全転嫁が可能な環境整備を要望する。消費税価格転嫁等対策室を中心に転嫁拒否等を厳しく取り締まること。また、総額表示義務の緩和として、2017年3月末まで本体価格と税を分けて示す外税方式の価格表示ができるとしているが、これを恒久的措置とすること。なお、この消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることが条件とされている。経済状況好転を条件としているからには、その実施直前まで経済状況の観察を続け、社会全体に好況感が行き渡った段階での実施に踏み切ることを強く要望する。

(4) 中小企業諸施策について

「地域商業自立促進事業」(39.0 億円（新規）+ 補正 180.0 億円)として、インキュベーション施設の整備や空き店舗への店舗誘致等を支援し、商店街の新陳代謝を進める。地域の消費活動のベースとなるコミュニティの形成に向けて、子育て支援施設の整備等を支援する。「中心市街地活性化事業等」(12.0 億円（新規）+ 補正 45.0 億円)として、中心市街地活性化のための新たな計画認定制度の創設などの制度整備を進め、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果がある特に優れた民間プロジェクトを支援する。タウンマネージャーの育成等を通じて、多様なまちづくりを支援する。

「ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業」(126億円)として、中小ものづくり高度化法に規定する特定ものづくり基盤技術を全面的に見直し、新たに、環境・エネルギー・医療分野などの成長分野にも対応したビジネス化を見据えた研究開発を支援し、数多くのグローバルニッチトップ企業の創出を図る。「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」(1400億円)として、ものづくり補助金の対象を商業・サービス業にも拡大し、1万1千社を超える中小企業・小規模事業者の試作品開発、新ビジネスモデル開発、生産プロセスの改善、生産性向上、老朽化設備の新陳代謝を含めた事業革新を支援。中小企業・小規模事業者が事業革新に取り組む費用の2/3を補助する。補助上限額1000万円。小規模事業者のみが利用できる特別枠を設定する(上限700万円)。

「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」(41.2億円)として、小規模事業者等の相談にワンストップで対応する「よろず支援拠点」を認定支援機関等のネットワークのコーディネータ役として全国47カ所に整備するとともに、支援ポータルサイト「ミラサポ」を通じた経営相談等の体制を構築する。

2. 中小企業家同友会の5つの基本姿勢・行動指針

私たちは、中小企業としてできる協力提案と基本姿勢について次のような認識に基づいて責任ある要望と政策提言を行います。

- a) 私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- b) 私たちは、経営指針の確立と全社的実践に努力し、21世紀型企業(①お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、②労使の信頼関係が確立され、士気の高い企業)づくりをめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- c) 私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち、提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- d) 私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- e) 私たちは、経営者自らの教育を含めた21世紀の最も貴重な資源である人材育成と次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

以上の認識に基づいてここに政策要望・提言を提出する次第です。

Ⅱ、2015年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言

1. 中小企業憲章を国民に広げ根づかせ、その内容を実現すること

(1) 政府が閣議決定した中小企業憲章を国民全体の認識とし、その内容を実現するために、次のことを要望する。

- ①中小企業憲章を国民の総意とするため、**国会決議**をめざす。
- ②中小企業を軸とした経済政策の戦略立案等を進めるため、首相直属の**省庁横断的機能を発揮する会議体**を設置する。
- ③中小企業庁の**中小企業省への昇格**と**中小企業担当大臣**を設置する。

④毎年6月を「**中小企業憲章推進月間**」と位置づけ、中小企業憲章を普及するキャンペーンを行う。

(2) 中小企業憲章の理念の実現と政策の具体化のために中小企業庁は次の方策を進めることを提案する。

①『**中小企業白書**』に、**中小企業憲章**に関する章やその進捗状況に関する項目を設ける。

②中小企業憲章の視点から2020年頃までを構想する『**中小企業ビジョン**』の作成に取り組み、憲章にある「少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している中、不安解消の鍵となる医療、福祉などの分野で、変革の担い手である中小企業が力を発揮することで我が国の新しい将来像が描けるとの、中小企業に対する新しい見方」を具体的に示す。

(3) 中小企業憲章を国民各層に広く周知するため次の方策を提案する。

①政府は、閣議決定した中小企業憲章に関して一般国民に対して説明し啓蒙する責務がある。首相として中小企業憲章を推進するメッセージを発信し、メディアを活用し、「**政府広報**」などで**中小企業憲章の周知・広報**のキャンペーンを展開する。

②すべての省庁や地方自治体への周知方に努めるとともに、公務員の研修等でも中小企業憲章をテーマに取り入れることを促す。

③中小企業庁は、**中小企業憲章**をマンガ形式で解説した冊子を発行し、中小企業憲章に対する理解を国民各層に広げる。たとえば、学校や大学での生徒・学生に副読本・教材として使える冊子を企画する。

2. 中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための支援の抜本的強化

(1) 「産業構造ビジョン2012」は、産業構造の転換として「八ヶ岳構造」への転換が謳われているが、小規模経営の産業に目を向けて、言うならば「里山」型の産業構造を目指さし、活性化しなければならない。中小企業の新たな仕事づくりのため、官民が協力して必要な市場・産業を生み出す「需要創出のための中小企業政策会議（仮称）」を広範な中小企業の参加で設置する。また、地域の大学や試験研究機関などを効果的に連携させ、中小企業の開発・事業化に対応できる体制の構築とそれを担う産業人材育成を推進する。

(2) 「平成25年度補正 中小企業・小規模事業者 ものづくり・商業・サービス革新事業」の実施に際して、不採択理由の開示を求める企業に対する個別伝達を行うこと。当会会員企業からも多数の応募を行ったが、極めて精緻な事業計画等により申請を行った複数社が採択に到らなかった。事業の採択にあたっては、相応の事由があり、当会としてその点について意見を申し上げるものではない。しかし、不採択理由を尋ねても、明確な理由を聞くことができなかつた点に、当該の中小企業者の戸惑いは大きなものとなっている。本要請の実施を期待する。

(3) 中小企業の仕事づくりを自治体が推進できるよう次の支援策を提案する。

①自治体が地域資源を生かして地域の仕事づくりを進めるための「仕事づくり」交付金（1000億円規模）を創設する。たとえば「トライアル発注制度」（中小企業の新規性の高い優れた新商品の普及を応援するため、自治体が新商品を認定してPR等を行うとともに、一部を試験的に購入し評価する制度）を導入する地方自治体が交付金を活用し、新商品の販路開拓で困難をかかえる多くの中小企業を新製品購入や展示会出展等で支援できるようとする。

②自治体の大企業誘致に偏重した地域産業政策を改め、たとえば地域経済活性化のため地元中小企業を成長させる手法として、米国的地方自治体で実績を上げている「エコノミックガーデニング政策」（地域経済活性化のために地元の中小企業を成長させる新手法。地域内連携により中小企業が長生きして繁栄するようなビジネス環境を創出する）等を取り入れる自治体を支援する。また、自治体が地元中小企業の実態や得意分野・技術など調査・把握し、海外も含めて積極的に販路開拓支援をする「自治体セールス」を実施する自治体を支援する。

③中小企業の仕事づくり・産業支援に地方自治体がどのような取り組みをしているか支援策の状況を取りまとめる。たとえば、中小企業庁が2009～2012年度に発行した「地方公共団体における官公需施策事例」のようなものがあれば、自治体の仕事づくり施策のヒントになる。

④指定管理者制度では、地元のニーズや事情に精通する地元中小企業やN P Oの参入が十分配慮されるよう自治体への啓蒙・支援を進める。

(4) 海外展開・進出に取り組む中小企業を支援するため次のことを要望する。

①国は中小企業の海外展開に力を入れるとしているが、日本貿易振興機構（ジェトロ）の人員と機能を強化・拡充し、中小企業の海外展開支援を中心業務とした機関とする。

②海外展開・進出では、コミュニケーションの問題が大きく、マンパワーの限られる中小企業に対しての語学に強い人材の採用・育成での支援を企画する。たとえば、教育訓練助成制度を拡充し、企業業績の変動に関係なく、海外展開をめざす中小企業に対し、ビジネス英語や貿易実務等の大学・専門学校等の講座費用負担への助成を行う。

③現地の法律・税制に通じた顧問弁護士事務所の紹介と業務提携支援を行い、契約書をまとめたり、紛争解決するための代理人が安価に利用できる制度を構築する。現地企業の的確な信用情報が得られる態勢を整える。

(5) 国は地域経済の抜本的な再構築を宣言し、地域の中小企業と住民の協力を得ながら総合的地域産業政策を図るために自治体に対し、中小企業振興基本条例又は地域産業振興条例を制定・改定し、中小企業を中心とした地域振興の基本理念の確立と支援体制・予算措置の強化をはかることを促す。

(6) 地方自治体で拡大している小規模業者登録制をさらに普及し、小規模工事を地域中小建設業者、官公需適格組合に随契発注して地域の仕事を増やす。地域の中小建設業、官公需適格組合の仕事確保、育成につながるため、随意契約制度の良さを積極的に活用する。

(7) 観光の価値を医療・介護予防の効果的な価値に引き上げることを通じて、観光振興をユニバーサルツーリズムの視点から再認識する。介護医療における「生きがい」「生きる希望」「健康」という旅行当事者の意欲を引き出し、新たな産業の育成をめざす。

(8) 地域経済の発展、地域コミュニティづくりに大きな役割を果たしてきた商店街の多くが存亡の危機にさらされ地域の衰退が危惧されている。街づくりの主体者は商店街、中小企業、地域住民であることを明確にして、商店街における中小売業の事業活動の機会を適正に確保することを基本ルールに据える。また、大規模小売店舗の立地規制についても強化の方向で再検討をする。

(9) 大企業の事業所の突然な、あるいは、一方的な撤退・移転は地域経済に甚大な影響を与える。

こうした工場移転、閉鎖などにあたっては、その計画段階から地元の自治体・地域代表者と協議するというルールを制度化する。また、10年以内に撤退・縮小した場合は、国や自治体が誘致のために負担した補助金など公共経費と事業所税・固定資産税などの減免措置相当分を返還するというルールを制度化する。

3. 東日本大震災からの復興を推進し、大震災の教訓を生かし地域密着で防災対策を進める

(1) 東日本大震災からの復興は単なる復旧ではない。大震災の教訓を活かし、安全・安心の防災体制を築くとともに、防災型・地域再生型の社会資本整備と地域が自活できる地域分散型エネルギーシステムづくりが推進されなければならない。また、被災地の復興では、地域経済の自立的な復興を支援し、コミュニティの再生を含む住民の住まいと暮らしの再建を重視した「人間らしい生活の復興」の理念が据えられ、新しい都市復興計画を地域中小企業を含む住民参加で策定し、すみやかに取り組む。以上の内容を実現するために県は「震災復興基本条例」を制定する。

(2) 自治体がすべての中小企業の現状と課題を把握し、的確な施策を実施するための基礎的なデータを整備する悉皆調査（全事業所調査）を推進する。調査に掛かる費用等について国は支援し、自治体職員が地域の実態を知る機会とともに、大学生・院生等を調査員として雇い、中小企業と地域に关心を持つ教育的機会とする。

(3) 被災地における既存企業の業態革新、新分野展開、新産業、地域に必要な起業、雇用拡大のための制度をつくる。調査などから雇用創出のヒントをつかむ。例えば、公営住宅等の低料金での提供とインキュベータ施設・店舗の提供などにより、若者の創業のリスクの低減をはかりながら定着を狙う「移住創業」を推進する。

(4) これまで供給された仮設住宅は、鉄骨プレハブ住宅が39,000戸、木造仮設住宅が13,000戸、みなし仮設住宅が67,000戸であった。できるだけ自力再建できるように支援策を用意しつつ、災害公営住宅の供給では抽選入居による住居者の孤立化を避けることである。第一に、災害公営住宅の建築計画ではこれまでの経験を十分に検討し、地域の生活、風土や伝統を踏まえたものにする必要である。構造は鉄筋コンクリートに限らず、木造なども視野にいれ、大規模な中高層集合住宅だけでなく、低層で小規模な住棟を取り入れるべきである。第二に、公営住宅の立地そのものを、従前の居住地から遠く離れたものにしない。土地の水没や津波の危険性などで、従前の居住地で建設できない場合には、従前のコミュニティが保持できるような入居管理方式を取る必要がある。これらの仕事は、地元の中小建設業に優先的に発注する。

(5) 被災地の二重ローン問題では、産業復興機構と(株)東日本大震災事業者再生支援機構の2つの機構が設けられたが、産業復興相談センターをワンストップ窓口として十分に機能させ、両機構が被災事業者の既存債務をできるかぎり買い取るよう指示・指導を強めること。産業復興相談センターは、金融機関等による金融支援の合意は546件、うち買取決定248件（2014年4月11日時点）。(株)東日本大震災事業者再生支援機構は、債権買取389件、新規融資への保証119件、出資6件、つなぎ融資22件、である（2014年4月3日時点）。当初年間1万件の利用を見込んだが、制度導入から2年が過ぎてもこの程度の利用にとどまっている。債権買取機能を格段に高める。

(6) 原子力事故による東京電力から支払を受ける営業損害等に係る賠償金についてもすべて非課税とする。

(7) 人材不足、人件費の高騰などが深刻な問題となっている。その解決のため、特に福島県関係者においては働き手の県外流出を食い止め、県外避難者が戻りやすい環境づくりを特区制度を活用して

行う。例えば、税、社会保険・労働保険料などの負担軽減、Uターン希望者に対する就業支援を行うことなど。

(8) 早急に政府の責任において中間貯蔵場所をつくり、東京電力福島第一原発の汚染水や除染ゴミなどを運びこむことと、放射能廃棄物について処理技術の確立をめざす。除染を行うこと、除染技術を確立していくことは、国土を回復するという問題として捉え、あらゆる政策を動員して取り組む。廃炉や除染技術の研究施設を福島につくり、世界の科学技術者を総動員して問題の解決にむかう。

(9) (1) から (8) にかけて東日本大震災復興特別区域法に基づき、問題の解決をめざして、前例や既存の枠組みにとらわれず、地域限定で思い切った措置を講ずる。復興特区制度が基礎自治体の復興課題を踏まえ、規制・手続の特例や税・財政・金融上の特例をワンストップで適用するよう努力すること。

(10) 東日本大震災以降、日本列島は本格的な地震の活動期に入ったといわれ、首都圏直下型震災等は高い確率での発生が予想されている。中小企業が大災害に被災しても、企業の再開と事業継続が迅速にできるよう防災・事業継続支援体制を早急に確立するために次のことを提言する。

①東日本大震災では、津波などで被災事業者が事業所・工場の設備・施設だけでなく、企業の帳簿類や保有データなどすべてを失う事例が目立った。そのような被災企業の事業再開・再建は困難を極め、各種救済制度への応募・申請書類の作成でも多大な時間と労力を要した。したがって、平時から企業情報・データを安全な場所へ自動的に保管できるシステムを安価に提供する。たとえば、民間業者が行う同様のサービスに補助して、安価に利用できる制度を創る。

②中小企業の「防災マニュアル」や「事業継続計画（BCP）」の策定支援、防災訓練支援を強化する。また、専門家に相談できる制度を創設する。

③災害時に被災中小企業が迅速に事業再開できるように広域の中小企業間などで相互連携・融通できる協定を結ぶことを促進する施策を企画する。中古機械を相互に融通することも考えられる。

(11) 政府は、自治体に呼びかけ、地域の中小企業が参加する地域防災計画・防災協定の締結を促進する。たとえば、**地域の中小企業と防災協定**を結び、大災害時の避難場所・飲食料の確保や救助活動、啓開活動、がれき撤去などに迅速に対応できる体制を早急に構築する。また、**中小事業所を地域の防災拠点**とするため、飲食料の備蓄や自家発電設備の設置、備蓄倉庫の設置、津波避難ビル化などを個々の事業所又は団体と協定を結びながら、計画的に進める。

(12) 今後、大震災は継続的に発生する可能性のあるものと想定し、復興庁は「平成32年度末までに廃止する」とされているが、東日本大震災からの復興の業務に加え、米国の緊急事態管理庁（FEMA）にならい、復興庁を災害への緊急即応機能を発揮できる官庁として強化し常設化する。

(13) 発注政策を「地域密着型公共工事」に転換し、中小企業の仕事づくりにつなげること。

① **笹子トンネル事故**など公共施設の老朽化対策に財源、組織、人員を振り向け、社会资本の維持、改善・長寿命化に地域中小建設業を活用する。

② **首都圏直下型への防災・耐震計画**をすすめ、公共施設の耐震化、避難路沿道建築物の耐震化、木造密集市街地の住宅耐震と延焼防止などの予算を増やし、執行にスピード化をはかる。

③ 住宅の耐震化、省エネ改修、中古住宅の利用、木材利用、地域型住宅ブランド化など住宅の耐震性、快適性向上に補助金予算を増大させる。特に、災害時の避難場所となっている学校施設の耐震補強工事を前倒しで全国一斉に実施する。

(14) 欧米やアジアの主要都市に比べて立ち遅れている**無電柱化**を加速し、安全で快適な都市空間の確保、災害防止、景観向上を進める。

4. 円滑な資金供給と「経営者保証に関するガイドライン」の活用を

(1) 「経営者保証に関するガイドライン」を活用し、制度として定着させる。

①専用のADR（裁判外紛争解決手続）を設けること

「経営者保証に関するガイドライン」及び「Q&A」を重く受け止め、中小企業庁及び金融庁は窓口を設け、中小企業及び金融機関の相談・苦情・調停などに応じ、本格的な紛争解決方法として専用のADR（裁判外紛争解決手続）を設ける。当面、「全国銀行協会相談室」「あっせん委員会」の業務を拡大し、苦情処理手続および紛争解決手続等の実施を行う。

②経営者の資力に比例した限度でしか、保証人は責任を負わない原則（比例原則）の確立を

民法改正の議論が進められているが、個人保証における保証人保護策として、保証負担の過大性が認められるとき、保証人の負担を減じるのが比例原則である。例えば、保証契約で定められた保証人の負担が、保証契約の締結に至る諸事情に加え、保証契約の締結時の保証人となろうとする者の資産および収入に照らし過大であると認められる場合において、保証債務履行の際、その前2年間を平均した年間可処分所得の2倍に保有資産の価額を加えた額の限度まで、保証人の責任を減ずること。

③「個人保証共済制度」の検討を

小規模企業や自営業の多くが個人と事業の分離が難しい実態を考えると「経営者保証に関するガイドライン」の活用は限定的だと想定される。この問題の解決には個人保証を代替する制度の導入は有効であり、「個人保証共済制度」の創設を検討する。その際、「中小企業倒産防止共済」「小規模企業共済制度」等の共済金を応用できないかを研究すること。

(2) 「中小企業金融円滑化法」終了の時の中小企業の現場からの切実な声を受けとめ、次の施策を執ることを要請する。

①企業再生のための特別保証制度の創設

貸付条件の変更を行っている企業で、一定の支援があれば存続が可能な企業（営業利益を高める努力を続けている企業など）に対して、通常の保証限度額とは別枠で、長期の保証期間（10年程度）の特別保証制度を創設する。

②中小企業倒産防止共済の拡充・強化

円滑化法の終了に伴い、円滑化法を利用していない企業にとっても連鎖倒産が起こるケースが増えることが懸念される。金融円滑化法利用企業の倒産による連鎖倒産を防止するため、中小企業倒産防止共済の拡充をはかる。例えば、特別期間を設け、その期間中に加入した企業は、掛金を一括で払うことができるようとする。あるいは、取引先の倒産発生後の特別加入を認めるなど。また、倒産防止共済制度では、共済の口座を設けている当該金融機関に延滞がある場合、共済貸付金と他の貸付が強制的に相殺されている。国として差押禁止条項を設けるなど制度の機能の保全につとめる。

(3) 責任共有制度の対象除外となる小口零細企業保証制度の上限、1,250万円を2,000万円に引き上げる。さらに、保証限度額を大幅に増額する。

(4) 信用補完制度は、本来の信用保証理念に基づき保証料率の引き下げなど中小企業ニーズに対応した施策の強化を進める。また、問題なく返済してきた借り手中小企業の返済履歴（クレジット・ヒストリー）を尊重し、保証協会付融資での保証審査の評価項目としたり、保証料率を引き下げるなど優遇措置を取る。返済履歴に「瑕疵」がある場合でも10年程度の経過とともに履歴から「瑕疵」を抹消する。さらに、保証協会に求償権の保証人として保証債務を負っている場合、事故後一定期間を経過したものは免責とするなど求償権の償却を進める。

(5) 中小企業向け貸出のうち、保証協会による保証付き貸出の割合が増えているが、**信用補完制度**を利用できる金融機関を本来の使命からしても中小企業とともに生きる地域金融機関に限ることを提案する。

(6) 環境貢献度合いによって利率を変更する（引き下げる）融資取り組みである環境コバナンツ契約を政府系金融機関・信用保証制度の融資・保証にも導入する。また、民間金融機関が環境コバナンツ契約を締結した案件には利子補給などで支援する。さらに、「環境配慮型私募債」の発行への支援も検討する。地域貢献や少子化対策など案件に対する支援についても同様の支援を検討する。

(7) 2013年2月5日に公表された「ABL（動産・売掛金担保融資）に積極的活用について」を一層の活用に結びつけ、中小企業の経営改善に資する取り組みとするよう広報する。印紙税を廃止する。

(8) 円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント制度、「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案」（仮称）を法制化する。当面、金融庁及び中小企業庁は、各金融機関が実施する事業再生や経営支援、販路開拓など中小企業支援事業の取り組み状況を一覧で公表し、その状況を評価（アセスメント）する。

5. 景気回復を促し中小企業の成長、新規企業の育成に有効な税制を

(1) 2014年度税制改正における問題点と今度の動向

2014年度税制改正については、13年12月24日、「税制改正の大綱」が閣議決定されている。そこでは、「投資減税措置等や所得拡大促進税制の拡充に加え、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制上の措置を講ずる」という。

このほか13年10月1日には、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（以下「投資活性化大綱」という。）も公表されたが、これは12月の大綱の「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」の中にそのまま組み込まれる構成となっている。なお、この投資活性化大綱さらにはその内容とは、さらに「産業競争力強化法」（以下「産競法」という。）を前提としている。

投資活性化大綱に掲げる各政策税制とは、産競法の後押し税制である。なお投資活性化大綱はその項目のひとつに「中小企業対策」を掲げるものの、産競法では「地域中小企業の創業・事業再生の支援強化」は、産業競争力強化関連施策に含まれるにすぎない。

与党平成26年度税制改正大綱では「地域経済の活性化」といい中小企業対策をいう。国税庁の統計情報によれば、11年度の赤字法人は約185万社で全体の72.3%を占める。さらには消費税の滞納状況も新規発生で約62万件、金額で3,220億円となっており、そのほとんどを中小企業が占める。したがって、投資活性化大綱にいう政策税制では、中小企業のほとんどの支援強化とはならない。安倍政権のいう「三本の矢」の「成長戦略」とは、「力」のある者を優遇しさらに「力」をつけさせるという意味での成長戦略なのである。そこには「弱い者」は切り捨てるといった構図がある。

この投資活性化大綱は、この累進的構造とは逆の方向（フラット化）へと税制を導くものである。したがってここでいう政策税制に景気調整機能を求ることは不可能である。なお、この租税の累進的構造は、憲法が要請する応能負担原則（憲法14他）に由来する。現代における法人企業は個人とは別個の継続企業としての社会的存在である。しかばね法人は所得課税上、独自の課税単位ないし課税主体であり、応能負担原則に基づき法人にも超過累進税率を適用すべきである。たとえばアメリカの場合、35%を基本税率とし、15%、25%さらに34%の軽減税率を有する超過累進税率を採用している。ただし法人企業といつても大企業と中小企業ではその社会的存在意義は異なる。中小企業の場合、オーナー株主の生存権の延長線上にその企業は存在する。よってこれら中小企業は生存権の対

象として位置づけられる。一方、大企業は生存権の対象となることはない。憲法が要求する生存権は税制上、応能負担原則(憲法 14 他)により実現されることになる。さらに応能負担原則に基づく中小企業税制の構築により中小企業にとっては更なる減税となり、地域経済の活性化、そして地域経済を支える中小企業を支援することにもつながる。

今日、租税に求める機能として、①公共サービスの資金調達、②再分配、そして③景気調整が挙げられる。これらはいずれも「税の累進化」によって達成される。この「税の累進化」は応能負担原則に基づく税制により達成する。現在、政府に求める要望の声は、景気回復に対するものが圧倒的である。「強い経済」の回復の実現のため、中小企業の成長、新規企業の育成に向けた税制上の抜本的施策、すなわち「応能負担原則」に基づく税の累進化の「復権」を強く求める。

(2) 法人税について

① 負担能力に応じた税率構造の構築を

政府は、復興特別法人税の一年前倒しをして廃止し、グローバルな競争へ打ち勝つとしてさらなる法人税の引き下げを進めようとしている。今必要なことは、直接地域や雇用を温め、国民所得の増大や、安心して暮らせるセーフティーネットの構築であり、国民に極端な負担を増やし地域経済や中小企業の基盤を崩す消費税増税などの負担は、根本から検討することが求められる。

わが国税制においても、レーガン税制による財政赤字を見事に克服した米国のクリントン政策にみるように所得に応じて 30%・35%・40% というような累進税率（クリントン政権当時の法人税は 15%・25%・34%・35% であり最高税率を 36% に引き上げた）の強化により、負担すべき力のあるものがしっかりと負担する税制を構築することを財政再建の柱にすべきである。中小企業家同友会は、応能負担の原則に基づく法人税率の提案を行なってきた。法人税制に累進税率を導入するとともに、消費税増税による景気の悪化や負担の増大にさらされる中小企業の現状を考慮して、恒久的な措置として所得 1,500 万円まで 11%（資本金 1 億円未満）の中小法人税率の導入を提案する。

② 役員報酬、役員賞与の損金算入は、実態に合わせて柔軟に適用する

役員報酬は事実上の「原則損金不算入」の状況に変わりはない。定期同額給与（決算から 3 ヶ月以内に変更し、期中では原則的に一切変更を認めず、変更した場合は、変更した金額について引上げた場合は引上げた金額を、引下げた場合は引下げる前の金額との差額を損金不算入とする措置）と事前確定届出給与（定時株主総会で確定した役員賞与を総会開催から 1 ヶ月以内に税務署に届ければ、その金額の損金算入を認める。ただし、届け出た日以外の日に支給した場合、届出と違う金額を支給した場合は全額損金不算入とする措置）だけが損金算入される。この内容では、社会的に通常行われる慣習的で適法な様々な形態の役員報酬や賞与の支払い、激変する環境に素早く対応しようとしてもすべて税法が足かせとなり、企業の自主性や行為を阻害することになる。本来、このような干渉を税法がるべきでなく、このような役員報酬の規制は実態に合わせて柔軟に対応すべきであり変更を求める。

③ 従業員研修費の一部を法人税から控除する「人材投資促進税制」を復活する

2008 年 4 月から 2012 年 3 月まで実施された人材投資促進税制を復活し、恒常的な税制として定着を図るべきである。

④ 「金融円滑化法」の廃止に伴う税制について

「金融円滑化法」の廃止に伴う今後の影響は、数万社に及ぶ倒産・廃業が予想されている。消費税の増税による経済への打撃等も予想される。事業者の支援をするため中小企業再生支援協議会による再生計画のガイドラインが示されている。このガイドラインによる承認条件は、従来の私的整

理のガイドラインを受けて、実際に取組むには、金融機関との合意や、また、業績不振打開の取り組みについても支援者や収益源になる一定の技術など「ガイドライン」自体が厳しい。今回の税法も資材提供に関わる経営者の譲渡益に対する非課税の枠が広げられただけであり、債務免除も含めた総合的な支援制度とは言い切れない。経営指針を作り日常的に取り組むような企業について、スピード一かつ柔軟に対応でき、再生期間をしっかりとフォローできる機関やシステムを構築して、もっと簡素で使いやすく、また、「再生」に向けた債務免除等に対して必要な範囲で益金から除くなど大胆な支援策が求められる。

(3) 消費税について

①消費税の税率引上げは慎重に

消費税法の改正が行われ、2014年4月に8%、2015年10月には10%へと2段階で引上げられることになった。このまま税率が引上げられたならば更なる消費税の滞納を招くだけであり、中小企業家自身の生活が脅かされることにもなる。消費税率の引き上げ実施をする前に、すべての中小事業者においても価格への完全転嫁が可能な環境整備を要望する。消費税価格転嫁等対策室を中心に転嫁拒否等を厳しく取り締まること。また、総額表示義務の緩和として、2017年3月末まで本体価格と税を分けて示す外税方式の価格表示ができるとしているが、これを恒久的措置とすること。なお、この消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることが条件とされている。経済状況好転を条件としているからには、その実施直前まで経済状況の観察を続け、特に中小企業の指標など社会全体に好況感が行き渡った段階での実施に踏み切ることを強く要望する。

②免税水準および簡易課税制度は現状維持のままで

事業者免税点は現在1,000万円であり、また簡易課税の適用水準は5,000万円とされている。この事業者免税点制度および簡易課税制度は、消費税相当額を価格へ完全に転嫁できない中小事業者の税負担や事務負担を考慮して設けられた制度であり、いわば中小事業者のセーフティーネットとして存在する。しかし、これらの制度は「益税」を生み、消費税率引上げによりこの「益税」はさらに大きくなるとの誤解がある。政府には、この誤解を根拠に免税水準の引下げ並びに簡易課税の廃止とする意向がある。

しかし、免税水準の引下げや、簡易課税の適用水準の引下げは中小零細企業の負担を増大させ、とりわけ中小零細企業においては「強い経済」を取り戻すことに逆行する。中小企業を支援し「強い経済」を取り戻すため、そして新規企業の育成のためにも、免税水準並びに簡易課税制度は現状維持とすることを要望する。なお今回、簡易課税制度におけるみなし仕入率の改正がいわれるが、これも何ら根拠のない「益税」を前提とするものであり、現状維持のままとすることを要望する。

③消費税の免税水準及び簡易課税の適用売上は事業年度終了時で判定する

現行消費税法は、原則として2事業年度前（基準期間）の売上高により免税事業者となるか、また簡易課税制度を選択できるかを判定している。この2年前の業績により今年度の取扱いが判断されるという矛盾を解消すべく例外的に、資本金1,000万円以上の法人は、設立後直ちに課税事業者となる。また、前事業年度の課税売上高が6ヶ月で1,000万円を超えた場合も課税事業者となる。しかし、これは起業意欲を減退させるばかりであり、先の矛盾の抜本的な解決策とはならない。むしろ、決算終了時に課税事業者か免税事業者か、あるいは簡易課税適用事業者か否かを判定する方がより公平であり、滞納の発生し難い制度となる。よって、事業者免税点制度や簡易課税制度の適用にあたっては基準期間制度を廃止し、当該事業年度時点で判定し、確定申告書提出の際、選択することができるよう要望する。

また、2012年4月1日以降開始する事業年度から、いわゆる95%ルールが見直され、課税売上高5億円を超える場合、仕入税額が全額控除できず、非課税取引分に対応する仕入税額は控除できないこととなった。この95%ルールは現行消費税制に不透明性をもたらし、とりわけ大企業に対し益税をもたらすものであることから、その導入当初から見直しを求める声が多かった。逆に中小事業者においてはその事務負担の煩瑣から存続を求める声が大きい。それゆえ現在課税売上高5億円以下の事業者には適用されることとなっている。しかし、この5億円という基準は中小企業にとっては決して高い水準とはいえない。また卸・小売業とサービス業とが同じ水準であることも不合理である。よって課税売上高適用水準は少なくとも50億円～100億円にまで引き上げるべきである。

(4) 所得課税について

① 真の経済成長を目指すために中低所得者層に人的控除拡大で減税を

デフレ脱却・経済成長をめざすと政府は宣言するが、内需拡大による景気浮揚を図るには国民の多数を占める中・低所得者層の所得税・個人住民税を減税することが必要である。その手法としては基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの人的控除を拡大することが考えられる。2010年度の改正において年少扶養親族（16歳未満の者）に対する扶養控除を廃止し、16歳以上19歳未満の扶養控除については特定扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止した。子ども手当導入がその理由の一つであったが、こども手当が廃止になりその理由が無くなった。国民生活の安定と内需拡大のため扶養親族に対しての人的控除（年少扶養制度廃止、特定扶養控除復活）の拡大・復活を要望する。また、配偶者控除の廃止は拙速に進めるべきでない。当事者を含め、十分な議論をおこない、児童手当の大幅な増額など大胆な子育て支援施策を必ずセットにすべきである。最近は配偶者控除の廃止が少子化対策につながるとの見方あるが、専業主婦と出生率を結びつける科学的根拠はない。

② 給与所得控除について

2013年度より給与収入が1,500万円を超える場合、給与所得控除の上限を245万円で打ち切るとなった。さらに2016年から給与所得控除の上限の引き下げが予定されている。上限設定そのものに反対ではないが、給与所得控除の大幅縮小につながる議論には反対である。現在の給与所得控除は、必要経費控除だけでなく勤労性控除（労働力の価値）の要素も含まれていることを考慮すべきである。給与所得控除を縮小することは給与所得者の可処分所得を減少させ、景気後退の引き金になるので反対である。

また、特定支出控除について2011年度改正で、その範囲を拡大としているが、使い勝手の良いものになっているか、はなはだ疑問を持つ制度である。本来、特定支出控除は給与所得者の実額経費控除に相当するものであり、諸外国のように給与収入を得るために必要な経費は原則としてすべて控除すべきである。その上で給与所得控除との自由な選択に委ねるべきである。

③ 担税力を中心にした所得税課税

2003年不動産譲渡の譲渡損失の他の所得との損益通算が廃止された。2014年4月からゴルフ会員権の譲渡損失を損益通算の対象から除外することになった。不動産の譲渡損失は総合課税と分離課税で税率に差があること、ゴルフ会員権は、趣味娯楽に含まれるとして損益通算の対象外とされた。所得税は、個人の担税力に対して課税を行うものである。結果として担税力を失ったことが明らかであれば、損益通算を認めないと資産の裏付けとなる財産がない状態での課税になりかねない。単純な損益通算がすべてではないが、個人の担税力に応じた総合累進課税を目指すべきである。

(5) 中小企業の事業承継について

中小企業家にとって、相続税は企業経営の結果として自分の努力によって作り上げてきた財産に対する課税であり、かつ自身の死亡に起因して発生するために相続人（家族）への負担、また企業の存続に重大な懸念を呼ぶ可能性があり、常に対応に苦慮してきた税金である。事業承継する場合は、事業用資産や株式の評価について免税とすることを基本とし進めるべきである。

① 現実的で使いやすい事業承継税制に

2009年から適用された事業承継税制は、従来の枠を超えて抜本的な事業承継のために株式の評価方法を提案している。生前における事業承継のための株式の贈与、相続時の同族株式の評価について評価減を認める納税猶予の制度になっている。そこでは、同族株主が総株式数の過半数を占め、かつ相続人（推定相続人）が筆頭株主（被相続人を除く）である場合、その2/3までについて株価の80%の軽減を認めるというものである。株式の贈与の納税猶予については、相続時に仕切り直しを行い、株式の納税猶予を選択することも出来る。さらに選択した場合には、事業の5年継続を義務付け、相続人が死亡の時まで株式を保有していた場合は軽減した税をすべて免除するというものである。円滑化法では、雇用の80%の継続や、民法上の生前贈与株式に対する遺留分を一定の要件の下、対象から除外する規定などが盛り込まれている。

昨年提案され、2015年から事前届出の廃止、親族以外への承継が可能となり、私たちの要望が実現された。5年間の雇用の80%維持の要件はこの期間の平均と緩和されたが、消費税増税の厳しい経営環境の中で柱を失う条件としては、まだ厳しく複数の指標等、総合的な指標を含め検討すべきである。

また、本来中小企業の「取引相場のない株式」が市場の取引と類似して評価される必要があるのであろうか。事業の清算や、売却などの一定事由で、残余財産の分配に相当する配当を所得に算入して、個人所得課税において総合課税を実施すればよいのではないだろうか。とりわけ、営業を継続しているときの通常の評価であっても、配当を例えば株式の額面価額の3%以下であれば、常に額面価額での評価を認め、相続時でも同じような評価を採用することが認められるべきである。

② 相続税の基礎控除を1億円程度に引き上げる

相続税の基礎控除の定額控除を5,000万円から3,000万円に、相続人一人当たり1,000万円を600万円に大幅に引き下げるとする改正がされた。しかし、相続税の存在意義であり相続税に求められる再分配機能は何ら変更されていないはずである。そもそも相続税は所得税の補完税として課税されていない資産に対して課税するもので、その当初から課税対象の水準は4%を下回っていた。再配分機能を損なったのは、最高税率70%を見直して50%にしたことによるものである。今回、最高税率を55%にしたことは、再配分機能の強化として評価できるものであり、今後さらに最高税率を引き上げるべきである。しかしながら、高度成長によって地価が騰貴する前の1950年代は100件の相続事例のうち相続税の対象になるのはわずか1件（課税対象割合1%）に過ぎなかった。その後、地価高騰により相続税の対象となる割合が著しく増大した。富の再分配を必要とする一部の資産家に対する税である相続税を本来の姿に戻すためにも、基礎控除を1億円程度に大幅に引き上げるべきである。

③ 事業用資産については、事業を承継するという条件の下で事業承継猶予制度を設けて5年以上事業を承継した場合一定額を免除する

事業承継は、事業自体の存続を前提にするため取引価額（時価）で資産を評価すること自体が問題である。事業用資産については、事業を継承するという条件の下で次のような事業承継猶予制度

を設けるべきである。

- イ) 事業用資産については通常の評価額とは別に「事業承継価額」（相続株式の納税猶予と同様に8割の減額評価）で評価する。
- ロ) 事業承継者は事業用資産を「事業承継評価額」で評価した税額を納付し、通常の評価額で評価した場合の税額との差額を猶予する。
- ハ) 5年以内に事業を廃止した場合は当該差額を納付し、5年以上事業を承継した場合には当該差額を免除する。

(6) 地方税制について

① 法人事業税の外形標準課税の対象法人を資本金1億円以下に拡大しないこと

現在、資本金1億円超の法人に限定して導入している。外形標準課税制度は、課税標準に付加価値として人件費を含んでいる。雇用を拡大することが納付税額の増加となり雇用拡大の阻害要因となっている。対象法人を資本金1億円以下に拡大することは、欠損法人が8割あるという中小企業に、深刻な影響をもたらす。赤字法人も、雇用の継続という地域社会にたいして重要な社会的な役割を果たしているのである。中小企業の継続と雇用の維持拡大のために、対象法人の拡大には反対である。

② 固定資産税は、担税能力に応じて抜本的に見直すこと

固定資産税は、不動産の売却価格を基礎としてその評価額を算定している。収益や担税力に応じていない固定資産税の増税は滞納と差押え件数の激増を招いている。商工業は経営状況の激変で、競争激化と空洞化の狭間にあり、事業用不動産の税負担が重くのしかかっている。固定資産税課税の基本的な考え方を売却価格から収益力、担税力に応じた課税方法を見直すべきである。

③ 債却資産税等の免税点を基礎控除とし、その金額を倍程度に引き上げること

債却資産税は免税点を越えるといきなり免税点以下の資産まで含んでその納税税額が発生する。また、免税点そのものが、1991年に150万円になって以来変わっていない。このような不合理を解消すべく、免税点方式ではなく基礎控除方式とすべきである。また、その金額も現行免税点の2倍に引き上げるべきである。

④ 中小企業の欠損金の繰戻し還付制度を創設すること

⑤ 個人住民税の累進課税化の復活

2007年より、個人住民税は一律10%にされた。これは低所得者に対して負担が大きくなってしまい、高齢化が進む中で購買力の低下と、滞納を生じてきている。担税力に応じた制度に復活すべきである。

⑥ 軽自動車税増税について

車体課税について、消費税増税に合わせて、減税さらに一部廃止の政策になっている。その中で軽自動車税だけが増税となっている。軽自動車は、地方における移動手段として、地域住民、中小企業にとって必要不可欠なものになっている。地方の公共交通機関の多くが縮小廃止に向かっている中で、地域住民の負担増となる軽自動車税の増税は見直すべきである。

(7) 納税環境の整備について

① 国税通則法の目的を明記し、「納税者権利憲章」を早期に成立すること。

先般の国税通則法改正の目的は国税職員の職務執行のためのマニュアル化であり、そこではむしろ税務調査と徴収の強化が窺われる。国税通則法第1条に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、併せて先進諸外国にならい「納税者権利憲章」を早急に制定すべきである。

②税務行政手続きに関する規定を法定化すること。

- a) 税務調査手続が法定化された。これにより税務調査手続の一定の透明性は確保されたものの、一方、調査職員にとって煩雑な作業となった。この煩雑な作業を回避するため「お尋ね」などといった行政指導が今まで以上に行われている現状がある。さらにこの行政指導という名目のもとで、実質的な税務調査が行われている実態がある。国税通則法に税務調査手続が法定化された趣旨に立ち返り、税務調査と行政指導とを明確に区分すること。
- b) 政省令及び通達の制定改廃に当たって、予めその内容を公表し、納税者の意見を反映させること。
- c) 税務行政庁が発信する通達は、全て公開する措置を講ずること。

③共通番号制度について

「社会保障と税の一体改革」を理由に、共通番号制度の施行が2015年10月と予定されている。「所得の正確な捕捉」のためとか、「手厚い給付」・「救済策」とあるが、預金・医療情報は連携されないうえでの施行予定となっている。本来の目的であった「給付つき税額控除」導入論は消え去り、「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」へと姿を変えた。そもそも世界の現状を眺める限り、この番号制度では、プライバシー漏えいの脅威となりすまし犯罪の多発が懸念される。本来の目的を失ったこの番号制度は導入すべきではない。

6. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立し、公正競争の促進を

(1) 中小企業にとって公平・公正な競争環境をつくるため、下記の提案事項に沿って国の指導を徹底する。

- ①公共事業の行き過ぎたコスト削減を改め、「国等の契約方針」の適正価格発注の遵守を徹底する。
独禁法の「不当廉売」条項を活用し、ダンピング防止に努める。採算を度外視した低入札、ダンピング入札については、発注者は独禁法の「不当廉売」として公正取引委員会への提訴など厳正に対処する。
- ②地方公共団体等の公共事業では、最低制限価格を堅持し、予定価格の90%程度に引き上げるよう努力する。公共事業の品質を確保し、雇用の確保と技術の向上、中小建設業の倒産を防ぐための適正価格発注に努め、公共工事設計労務単価は実勢価格に即して引き上げる。国においても最低制限価格制度を導入できるように会計法の改正を行う。
- ③公共工事に従事する技能者、技術者の最低賃金を定める「公契約法」「公共事業最賃法」を制定する。また、地方自治体においては、ダンピング入札を排除し、公共工事に従事する技能者、技術者の最低賃金を定める「公契約条例」を制定する。
- ④震災復興公共工事の増大で労働者、技術者不足、建設資材の値上がりにより、入札不調が増大している。発注官公庁は市場価格による予定価格づくりではなく、適正な賃金、管理経費、法定福利費を積み上げた適正な予定価格にする。
- ⑤東京都大田区のように、労務単価を契約後に改めて見直す協議を建設業者らが区に請求できるようにするなどの工夫をする。

(2) 公共発注機関の中小企業への発注率を大幅に高める。地域に精通した中小企業への受注機会を拡大する。分離分割発注を拡大し、工事規模に応じた入札参加者の範囲を定め、工種でなく、工事の規模の分割で行う。地方公共団体の工事は地域企業への発注を原則とし、同規模企業間で競争する「ランク制」を遵守する。一般競争入札を地方や中小企業分野に拡大することを抑制する。

(3) 官公庁の一般競争入札基準（全省庁統一資格）は大企業偏重となっており、この基準を公平に見直し、中小企業の入札格付の幅を広げる。入札基準（等級）を決める付与数値は、年間売上高、自己資本額、流動比率、営業年数等の項目が数値化されるが、「年間売上高」と「自己資本額」で80%を占めており、等級「A」または「B」を獲得するためには年間売上高が200億円以上かつ資本金が10億円以上でないと困難。このような企業規模至上主義の基準では、技術や経営がいかに優良な中小企業であっても、3000万円を超える官公庁の事業案件等には競争参加ができないという著しく公平を欠くことになっている。この入札基準を企業規模至上主義から質の評価に改める。例えば、「財務内容の質的評価」および「技術内容の評価」を加え、「年間売上高」と「自己資本額」の構成割合を低くするなど改善措置をとられたい。

(4) 「一般競争入札総合評価制度」の落札業者選定に当たっては、大企業優位に企業規模や工事実績偏重を改め、中小建設業の地域貢献、地域精通力等を重視すること。中小建設業が行った大震災復旧への貢献、防災協定への参加協力、耐震、消防、交通安全、祭り、町会協力などの地域社会貢献を「総合的に評価」すること。

(5) 中小企業に不当な不利益を与える不公正取引に対し、市場のルールを守るべく厳正・迅速な政策的対応を進める。そのために、①独占禁止法の「厳格な運用」をはかり、遵守させる。②公正取引委員会は、ルール違反防止と不公正取引のは正・防止を厳正に実施する。③公正取引委員会の権限の強化と司法機能の強化を図るとともに、公正取引委員会の職員の増員を進める。

(6) 公正な取引の視点から以下の3点について取引条件の確立を図ること。当面、下請二法の適正な運用に努める。

①海外展開、低価格等を理由にした中小企業への一方的な発注の停止、大幅削減、取消、買いたたき、取引条件の変更などの不公正取引の実態を自治体と共同して正確に調査する。その上で不公正取引発生にたいする適正化措置として、データの公表（企業名公表）を含む情報公開等の緊急対応体制と相談体制の整備を図る。

②公正取引委員会は、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法などの法律に沿って下請取引の実態を調査・監視し、強力に指導して健全な取引環境づくりに努める。特に、「下請かけこみ寺」では秘匿が保証できない場合、「下請目安箱」のような匿名で告発できるシステムを導入する。さらに、狭い地域では匿名による申告も難しい場合があり、行政の巡回調査による実態把握や下請法の啓発などを実施する。

③独禁法の「優越的地位の濫用」による「下請いじめ」規制を発動できるように整備する。特に、下請企業から声を上げないと調査が入らないシステムを改めて、第三者と当事者を組み合わせた監視システムをつくる。また、下請企業は親企業の発注に対応した生産設備・人員を抱え、簡単に転換することができないので継続的下請取引の一方的解除に歯止めをかけることができる措置をとる。

④下請法を改正し、建設業を適用対象に加える措置を取る。

(7) 下請代金支払遅延等防止法の厳守等、下請取引適正化と下請中小企業振興法に定める振興基準の遵守を監視する特別の体制をとる。また、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（大規模小売業告示）を強化し、納入業者に対する大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を禁止するとともに、納入業者の原材料価格高騰等を事由とした適正な価格転嫁が可能となる環境整備をする。

(8) 公正取引委員会『優越的地位の濫用ガイドライン』では、「その他取引の相手方に不利益となる

取引条件」の想定例として、「取引の相手方が納期までに納品できなかった場合又は取引の相手方が納入した商品に瑕疵があった場合に、当該取引の相手方に対して課すペナルティについて、その額や算出根拠等について当該取引の相手方と十分協議することなく一方的に定め、納品されて販売していれば得られた利益相当額又は当該瑕疵がなければ得られた利益相当額を超える額を負担させること」を優越的地位の濫用の具体例として例示している。さらに、同趣旨のことを「受領拒否」の想定例として例示している。この『ガイドライン』を大型店等の取引当事者間などに周知徹底する。

(9) 大企業の支払い条件に、「期日指定の現金振り込み」というケースがあるが、検収翌月起算の6ヶ月後入金という企業もある。6ヶ月も納入した装置は無料で稼動している反面、中小企業は銀行融資を受けて運転資金をつないでいる現状がある。「期日指定の現金振り込み」での入金期日を3ヶ月以内とする。

7. 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システム構築

(1) 地球環境保全と温室効果ガス排出削減目標に向けた取り組み

温室効果ガスの排出量を2020年までに25%削減（90年比）、2050年までに80%削減の目標を明記した「地球温暖化対策基本法案」が検討されているが、その目標実現に向けては、海外からの排出量購入ではなく、事業所数で99.7%を占める中小企業での排出削減こそ、日本における温室効果ガスの総量削減に貢献する。そこで、中小企業のCO₂削減の自主的取り組みが社会的経済的に評価される仕組みを構築する。例えば、温室効果ガス排出量取引市場に中小企業が団体やグループ等で参加できる制度を検討する。その仕組みづくりの検討にあたっては、中小企業の代表を参加させるなど、中小企業の現状を反映したものとする。

(2) 環境保全・自然再生型公共事業の拡大と小規模分散型産業の推進

①中小企業の知恵と人材が活かせる環境保全・自然再生型の公共事業を拡大すること。

コンクリートによる河川護岸工事を中止し、自然再生型の川づくりを進め、自然を復活させる。地域の防災や雇用に貢献する地域分散型エネルギーシステムづくりやリサイクルの推進に努める。

②資源循環型社会の構築に向けて、国・自治体の財政負担を軽減し、環境保全・水循環再生・バイオマス利活用のために合併浄化槽の普及に努める。合併浄化槽の処理水は、下水道と同等以上であることに鑑み「恒久施設」として位置づけ、その生活排水は処理済みと認知し、下水道計画を直ちに見直しする事により、国・自治体の財政逼迫を解消し、生活基盤整備社会・環境保全・防災減災重視の政策を推進する。

③国は「森林・林業再生プラン」を発表し、森林・林業政策を全面的に見直して木材自給率を現在の20%から2020年までに50%以上に引き上げるとしている。「プラン」の具体化に当たっては、地域の中小企業が参画して新しい仕事づくりにつながり、資源循環型社会の構築に資するものとする。

(3) 地球温暖化・エネルギー問題

①エネルギー消費の削減では、省エネ効率の高い製品の使用や生産設備への移行を促す誘導政策とともに地域分散型エネルギー政策への転換を強める。特に、コンビニや大型店の24時間営業を規制する。また、周辺の生活環境との調和を旨とする大規模小売店舗立地法を改正し、地域の就労環境を悪化させていたる元の大型店の営業を原則禁止とする。

②太陽光や風力、バイオマス等の自然エネルギーや文化的資源など地域の固有資源の産業化・事業化に取り組む中小企業を産学官民（市民）・金融の連携で支援する。原子力発電所について

は、安全性や放射性廃棄物処理等において未解決の問題が大きいことを考慮して、可能な限り原子力発電に頼らない方向をめざす。また、放射性廃棄物処理をどのように最終処理するのかについて国が見解を示すことを強く求める。

(4) リサイクル・廃棄物処理問題

循環型社会形成を目指す一連のリサイクル法の実施にあたっては、一部中小企業に過度の負担となるよう、生産から流通、消費、リサイクルの各段階でそれぞれにふさわしい適正コストを負担するシステムづくりへの見直しを行う。また、このようなシステムづくりにあたっては、リサイクルしやすい製品作りや製品の長寿命化、廃棄物の発生抑制に働くようにする。

リサイクルの段階では画期的な技術を持つが資金、信用力に乏しい中小零細業者が公平な評価と取り扱いをもって新規参入できるよう、行政が持つ補助金や各種支援制度等との有機的なシステムの構築整備をされたい。メーカーや中古品販売事業者などが一堂に会して、リユース（再利用）・リサイクル（再生）市場育成のためのシステムづくりを行う。

リサイクルは、日本だけでなく、日本を含めたアジアでの広域的な循環が広がっている。有害廃棄物の国境移動につながるような「リサイクル」への規制を強化するとともに、日本以外の国でも適正なリサイクルが行われるような技術援助を行うなど、持続可能な社会づくりに寄与する広域的なリサイクルシステムの整備を急がれたい。

低濃度PCB廃棄物については、地域ごとにPCB廃棄物を一箇所に集め、厳重に管理・保管するような体制を整える。

(5) アスベスト対策

アスベスト対策は緊急の課題である。公共、民間の建物、個人住宅のアスベスト調査、飛散防止、無害化対策、安全な除去を進める。

(6) 小規模分散・地域密着型環境ビジネスの育成と環境共生型企業への支援

環境保全型の製品開発や、ISO9000、ISO14000の取得、環境保全対策の推進など環境共生型企業づくりを進めている中小企業に対しては、技術開発や設備投資資金、さらには既存技術を組み合わせたシステムづくりについても積極的に支援する。

環境に配慮した製品の育成・需要喚起のために、環境に配慮した製品の競争力を高めるための資源大量消費型製品へのペナルティ（制裁金）などの措置を講じる。また、地域内資源循環や、究極的に廃棄物をなくすゼロエミッション型環境ビジネスを推進する地域ネットワークづくりを支援する。

(7) 持続可能な地域社会づくりと農業の保全

食糧自給率を高めるため、安全で健康な食べ物を供給する日本農業の健全な発展を図る。地域づくりでは、農業が、治水や環境保全にも役立っていることを考慮し、地域経済の主役となる地域密着型の中小企業と農業、そして行政などがネットワークをくみ、持続可能な地域社会づくりをすすめる。

(8) 国内及び海外の環境規制に関する機敏な情報提供体制の整備

「予防原則」の考え方に基づき、欧州連合(EU)は、鉛やカドニウムなど6物質の電気・電子機器への使用を禁止するR o H S（ロース）指令や新しい化学物質管理システム「R E A C H（リーチ）規制」を実施している。環境省は、国内及び海外の環境規制に関する情報提供体制を早急に整備する。中小企業は、世界を視野に置いた機敏な情報収集には限界があり、情報提供体制の整備が強く求められている。

(9) 電力料金の値上げについて

電力会社は徹底した企業努力を行い、電気料金の値上げを極力回避する。その上で、国は、①送配

電を分ける等の電力事業の自由化をすすめること。②電力料金の総括原価方式は、原発をつくるほどに電力会社の資産が増えて利益になるもので、経営とは言えず、廃止すべきである。③50ヘルツ・60ヘルツの統一問題も扱うこと。

8. エネルギーシフトで原子力・化石燃料に依存しない持続可能な社会を創造する

(1) 持続可能な循環型社会をつくるため、省エネルギーと再生可能エネルギーの開発・転換及び原発の計画的廃炉化を目指すうえで大きな役割を担う中小企業を位置づける。そのためにも、**地域でエネルギーの自立をめざしていく**。

(2) エネルギー政策を大転換し、エネルギーシフトで原子力・化石燃料に依存しない持続可能な社会を創造する。電力事業体制は中央集権型から地域にある資源を活用して分散型エネルギー生産の戦略を重視した体制に移行する。省エネ住宅など徹底した省エネ・省マテリアルの追求とコジェネレーションや地域冷暖房、再生可能エネルギーによる自立など都市計画が合体したエネルギーシフトを追求し、中小企業の仕事づくりにつなげる。

(3) ドイツは、2050年までに再生可能エネルギーを80%に、省エネで50%までエネルギー消費を減らす。日本も国民的議論を踏まえ行動目標を決めること。その行動目標に沿った年間のエネルギー消費量が概ねゼロになるゼロ・エネルギー住宅の普及促進をはかり、中小企業の仕事づくり、省エネ技術の向上につなげる。省エネ住宅へのリフォーム支援などを特に実施する。

(4) エネルギーシフトを実現する社会的仕組み、教育制度を充実させる。都市計画から省エネ住宅、コジェネレーションや地域冷暖房、再生可能エネルギーなど諸技術を研修するとともに、総合的に捉える人材を輩出する。

(5) エネルギーは安価で安定的に供給されることが求められる。エネルギーの多様で多角的な供給構造の確立が喫緊の課題である。わが国のエネルギー安全保障上からも、創エネ（再生エネルギー、LNG、石炭火力）と供給国の多様化をすすめ、技術開発・地域資源の利用を集中的に行い、調達コストを低減させる。

(6) 地域で作ったエネルギーを地域で消費するよう地域分散型のエネルギーシステムを構築できる制度を整備する。たとえば、フードマイレージのようにエネルギーマイレージを創設し、エネルギー削減につながる製品づくりをすすめる。

(7) エネルギーの需要を無理なくスマートにコントロールする「エネルギーマネジメント」を、家庭や中小企業などの消費者が利用できるようにする。そのため、多様な料金メニュー、サービス、電源の種類等を選べるよう、スマートメーターの導入促進、スマートグリッド（次世代送電網）を構築する。

(8) 木質利用を広げるとともに、オーストリアの森林活用の事例に学んで、高層建築を可能にするよう日本建築基準の緩和を求める。省エネ住宅に関しては、トータル・ライフサイクル・コスト(TLCC)を考えるとコンクリートよりも木材の方が優れている。

(9) 新しい再生可能エネルギーの実用化に向けた技術開発を進め、風力発電のための送電網の整備・広域運用、大型蓄電池の変電所や再エネ発電等への設置・開発促進、浮体式洋上風力発電などに積極的に取り組めるように風力や地熱に係る環境アセスメントの期間短縮、河川法手続の緩和、主任技術者制度をはじめとした保安規制の合理化といった規制改革の実施を求める。

9. 豊かな人間として育つための教育環境の重視

(1) 中小企業と教育

- ①「中小企業憲章」は、「魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する」と述べている。その具体化のため、青年や子どもたちが健全な労働観や地域社会観を形成していく一つの機会としての労働体験を中学校・高等学校・大学の授業の一環に組み込み、その現場として中小企業を積極的に活用すること。また、日本のものづくりの機能を保全するため、中学校以上の教育に、技術・技能教育を積極的に取り入れる。
- ②大学生・専門学校生等のインターンシップ制度の実施にあたっては、企業の採用活動とは完全に切り離し、仕事のノウハウを覚えるという狭義の職業教育にするのではなく、学生が働く意味や生き方を学ぶ機会となるような教育理念のもとで行うように指導する。
- ③長期的視野に立って人材を育成するためには、教師、父母、行政、企業経営者等が協力し合い、地域内で共に努力を積み重ねることが必要である。そこで、これら四者による懇談会やシンポジウムなどの試みに対して積極的に支援すること。学校評議員制度の実施にあたっては、地域の企業経営者の任用を検討する。
- ④中小企業についての正確な認識がはかられるように、学校教育等では中小企業の最新の実態に基づいた正確な姿を教える。その一環として、中小企業の経営者を授業の講師とすること及び教師が中小企業の現場で研修することを積極的に計画する。
- ⑤すべての大学・すべての学部・学科が中小企業講座を設置することを支援し、大学生が誰でも中小企業について学ぶことができる環境を整備する。

(2) 一人ひとりの子どもと向き合う教育に向けて

- ①各学校の実情に応じたていねいな援助が可能となるような教育行政自体の改革をすすめる。
- ②子どもは子どもの中で育つという子どもの集団自身が備えている育ち合う力を信頼し、子どもたちで自主的に過ごす時間を増やすために、また教師が一人ひとりの子どもと向き合うゆとりが持てるようにするために、義務教育での学習指導要領の改善と教師が30人学級で自主的に授業内容・授業時間を組み立てられるように改善する。
- ③子供を育てながら仕事を継続できる社会の実現や奨学金制度の拡充などの教育費負担を大幅に減ずる措置をとり、少子化を食い止め、「教育格差」を解消する環境の整備に努める。

10. 労働環境改善と障害者雇用・就労環境の拡充のために

(1) 安心して働く社会保障・労働環境の整備と中小企業の負担軽減を

- ①厳しさを増す不況の中での社会保険料の従業員と事業主の負担の増大は中小企業経営を直撃する。協会けんぽの財政は悪化し、保険料率は3年連続で引き上げられ、2012年度は10%（全国平均）に達する。また、大企業の健保組合の7.926%や公務員の共済組合の7.06%との格差も拡大している。協会けんぽへの国庫補助率は、時限措置として16.4%になっているが、2013年度以降の2年間は延長される。2015年度以降は健康保険法の本則上限の20%へ引き上げ、中小企業の負担軽減を図る。
- ②今般の経済危機の中で雇用状況の急激な悪化が進んでいる。今こそ、同一価値労働・同一賃金の原則を確立すべきであり、働きがいのある人間らしい働き方（ディーセント・ワーク）の実現に向けた国民的論議と検討を進める場を設ける。
- ③最低保障年金の実現など、年金制度の抜本的見直しが検討されているが、老後の不安なく、安心して働き続けることのできる年金制度の構築を求める。年金をはじめ社会保障制度の拡充は、個

人消費を回復させ、内需回復への牽引力ともなる。

a) 当面、国民が安心して老後を迎えるような最低限の基礎的年金については、これ以上の社会保険料の引き上げではなく、国庫負担率2分の1への引き上げを直ちに実施し、年金水準の拡充を図る。年金制度の抜本的見直しにあたっては、膨大な積立金の運用実績の情報公開を徹底して行うなど、現在の年金制度の問題点を具体的に国民に明らかにしながら、その積立金の取り崩しも含め、年金、医療、介護保険など安心して働く社会保障制度全体をどう構築していくか、早急に提言し、国民的論議を起こしていく。

b) 中小企業退職金共済は、予定利回りを引き上げるなど退職金額を引き上げ、魅力あるものとする。また、共済加入企業以外で労働移動が発生した場合でも勤労者が個人単位で継続できるような制度を検討する。

④労働時間短縮の推進が求められるが、中小企業の経営実態に配慮し、労働時間短縮のための環境整備を推進する。「中小企業労働時間適正化促進助成金」制度はあるものの、これにとどまらず中小企業の時間短縮については、自企業の企業努力だけではなく関連企業・業界の協力、取引慣行等の転換が必要要件となっている。そこで、a) 省力化投資等に積極的な支援策を講じる、b) 取引慣行を見直して業種ごとに労働時間短縮を促進する施策を行う、c) 発注方式等取引改善指導事業、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の運用強化等、労働時間短縮のために下請取引適正化施策の一層の強化を図る。

⑤景気変動時において雇用調整給付金を依然の水準に戻すこと。国は雇用悪化に歯止めをかけるため、2008年12月には、中小企業に対する助成率（事業主が支払う休業手当などに対する助成割合）を3分の2から5分の4に引き上げ、2009年6月には、支給限度日数を3年間150日から300日に延長した。また、2009年2月には、過去にこの制度を利用したことがある場合、その期間満了の日から1年を超えない利用できないという制限（クーリング期間の要件）を撤廃するなど、助成率引き上げ、要件緩和をしたため、09年度には約80万事業所が6,535億円を使うなど、全国の企業の多くが利用、要件変更後のこの制度は景気変動の影響から雇用を守る生命線としての役割を果たしてきた。ところが、景気回復と安倍政権による「雇用維持型から労働移動支援型への政策転換」を理由に、各種要件は2013年12月1日からリーマンショック前の水準に戻されてしまった。これを消費税導入後の景気変動等において依然の水準に戻すことを検討されたい。

⑥短時間労働者に対する社会保険の適用拡大については、従業員数501人以上（現行の被保険者基準で適用となる被保険者数）に適用することとなったが、「3年内に対象を拡大する」としている。今後は中小企業とパート労働者の意見を十分に聴き、慎重に対処するべきである。

⑦労災保険の民間開放への動きがあるが、**労災保険制度は労働災害にあった労働者に対する企業の補償を確実なものとするための制度であるとともに、労災事故を予防するために重要な制度である**。そこで、この制度変更の検討に当たっては、労働者の約7割が働くとともに、危険有害業務を引き受けることの多い中小企業との意見交換も密にしながら、労働者が安心して働く労働環境を実現できるものとしていく。また、希望するすべての中小企業経営者が労災保険の適用を受けられるよう、特別加入制度について周知徹底を行う。

⑧**健康保険・厚生年金保険の標準報酬の範囲から通勤交通費を除外する**。通勤交通費は実費弁済的性格の強いものであり、一定額以上は保険料率に加算しないようにする。

⑨**雇用保険の被保険者資格を経営者の家族へも適用すること**。一般には、経営者とその家族は雇用保険に加入できない。しかし、家族は、「同居の親族」雇用実態証明書を提出し、家族の労働者

性を証明でき、雇用保険を経営者の家族へも適用することができる場合があり、これを拡充する。

(2) 高齢者の多様な就労ニーズに対応した雇用環境の整備

- ①公的機関が高齢者の多様な就労ニーズを高齢社会のテンポにあわせて実現させるための環境整備を図る。リタイヤした中高年齢者の技能・スキルを中小企業経営や地域づくりに活かす施策を検討する。
- ②高齢者の日常生活を支援するために、住宅、設備の修理や改修、掃除などを公的に援助することにより安価に利用できる制度を行政と中小企業とがタイアップする方式で設ける。その際、能力や技能のある高齢者を優先的に活用する。

(3) 育児・介護休業制度と保育所の拡充等による女性の社会進出支援

少子・高齢社会において、育児・介護休業制度を実効性あるものとするために、雇用保険法による休業給付金の拡充を行う。さらに、利用者のニーズに対応した保育施設・学童保育所の増設・充実と教員の確保、在宅介護支援制度の充実、家事代行サービスへの補助制度などを図り、女性の社会的進出を支援する。特に、産休あけ、育児休業あけの保育所の拡充や出産育児により長期に就労から離れる女性に対して社会復帰をはかるための教育訓練など施策を充実させる。

介護休業制度では、短時間勤務との組み合わせや期間の上乗せなど、それぞれの介護の実情に合わせた柔軟な介護休業制度とする。休業給付金の支給も、その実情に合わせ、支給日数の延長や給付額の引き上げなど一層の拡充を図る。また、介護者が昼間安心して働けるよう、介護保険などを活用した在宅介護サービスの充実を図る。

(4) 障害者の就労環境の整備と雇用の促進

自立支援法を廃止し、新たに「応能負担」を原則とした障害者制度改革が検討されているが、その検討にあたっては、働きたい障害者を応援し、多様な形で障害者雇用を促進してきた中小企業の役割を重視するとともに、雇用のみならず、工賃倍増・一般就労への移行などの自立支援に中小企業がさらに積極的に取り組むために、以下のようなことを提言・要望したい。

①総合的な地域連携の強化

地域で生活し働く障害者の自立を支援するため、地域の事業者団体や学校、障害者団体、行政（福祉・労働・教育など）の連携事例集の作成と徹底により、生活支援・就労支援センターを核とした事業を充実させる。とくに福祉分野と労働分野が日常的に連携し、かつ地域における中小企業（団体含む）と連携し、工賃倍増支援と一般就労が相矛盾せず、一体化して取り組めるような自立支援のシステム作りを急ぐこと。また、一般就労移行後も6ヶ月間に限定せず、引き続き、地域連携によるフォローワーク体制を充実させる。

②中小企業における障害者雇用を促進させる支援策の拡充と利用手続きの簡素化・柔軟化

障害者雇用を職場で支援する「ジョブコーチ派遣制度」では、短期間の職場実習の場合も利用できるようにしたり、社内でのジョブコーチ養成支援など、障害者の職場実習や雇用に実際に取り組んでいる中小企業の声を反映させながら柔軟かつきめ細かい支援策をたてる。

初めて障害者を雇用する中小企業に対して奨励金を出す「ファースト・ステップ奨励金」が創設されたが、法定雇用率での雇用を求められない50人未満の中小企業にも対象を拡げるなど、障害者雇用に熱心に取り組んでいる50人未満の企業に対する支援策を拡充する。

障害者作業施設設置等助成金などの適用にあたっては、障害者雇用を前提として施設の設置や整備を行った場合、雇用前であっても助成金の対象とする。

障害者の雇用は、地域などから頼まれて雇用することも多いが、このようなハローワークを通して

たものではない障害者の雇用（トライアル雇用含む）についても、助成金の対象とする。

障害者を多数雇用している企業に対して、優先的に公的発注をする。

宅地化が進み、障害者を雇用する企業・工場が移転を迫られることで、移転先に通うことが困難な障害者も出るおそれがある。地域づくりでは、地域で暮らす障害者が地域で働くような、自転車で通えるくらいの距離に会社があるような地域づくりをしていく。

③障害者雇用納付金制度の見直しについて

納付金制度は201人以上規模（2015年4月から101人以上）の企業だが、法定雇用率を超過達成している200人以下の企業に対しても、201人以上規模の企業と同一基準で雇用調整金を支払う。

④障害者の雇用状況の調査とその公表

障害者の雇用状況の調査とその公表に当たっては、大企業より中小企業の方がより多くの障害者を雇用している実情が正確にとらえられるように、法定雇用率適用外の従業員規模49人以下の企業における障害者雇用の状況も毎年調査し、発表する。

⑤就労継続支援事業の条件緩和

低賃金を保障する就労継続支援事業（A型）では、これまでの授産施設からの転換だけでなく、障害者の雇用の場を広げるため、自らの経営ノウハウを生かしたり、自社の事業と関連づけながらの新規参入を考える中小企業もある。しかも、中小企業が本業と関連づけて就労継続支援事業に取り組むことで、その企業への一般就労も含めてシステム化することもできる。しかし、現在、従業員規模が20名以上であることが求められており、これでは最低賃金を支払い、経営的にも成り立たせていくことはかなりハードルが高い。最低人員を10名程度とし、就労継続支援事業を興しやすくする。

（5）外国人研修・技能実習制度の拡充

外国人研修生・技能実習生受入事業の充実として、支援措置の拡充ならびに研修生の入国手続きの簡素化等環境整備を図る。外国人研修生・技能実習生の宿泊施設、住宅の提供、住宅の斡旋、労災保険や健康保険等の制度の充実を図るとともに、社会生活に対する相談センターや日本語ほかの知識を習得するための研修機関を整備する。学業を終えた留学生を企業が雇用する意思がある場合、就労ビザの取得ができやすいように在留資格の要件等を緩和する。

また、技能実習制度の期間を3年から5年に延長する。なお、老齢年金の給付に結びつくことが少ないにもかかわらず、本人と会社が負担する技能実習生の厚生年金については廃止する。

11. 女性の企業家を増やし、事業を維持発展させるために

（1）女性経営者の起業支援、経営支援のワンストップサービスの仕組みを全国に

生活者の視点で地域密着生活密着型の新事業を創造する可能性を持つ女性に関して、アメリカではワンストップサービスとして、「女性ビジネスセンター」WBCを全米108カ所に置き、カウンセリングや経営支援を提供している。これらは女性だけが利用しているわけではなく、約3割の利用者が男性となっている。日本でもこのような起業支援、経営支援の仕組みが求められる。女性経営者の起業支援のキャンペーンをするなど特段の工夫が必要である。

（2）政府調達目標の一定部分を女性経営者の企業に

アメリカでは連邦中小企業庁(SBA)のもと、連邦政府調達目標値として、「民間調達」（年間5000億ドル）の23%を中小企業、マイノリティ5%、女性経営者5%、退役軍人3%、低所得地域企業3%（いずれも元請契約金額）として目標設定しており、この達成のために24省庁に働きかけている。

日本政府でも、女性経営者への同程度の調達目標を設けて、すべての省庁に横断的に働きかけをしていただきたい。このような政策を通じて、アメリカでは1970年5%程度だった女性経営者が、2008年には33%となっている。

(3) 登記など手続きを低コストで完了できるサービス

登記の手続きそのものにも費用がかかり、専門家に依頼すれば総額で数十万円を超える場合もあるため、手続きを簡便にするとともに自分で手続きできるようなサポート、相談窓口を設けるなどの支援が必要。

(4) 中小企業1社では維持できない企業内保育所を複数の企業がタイアップして設置する際の助成制度を使いやすく

1社では保育を必要とする社員の数は少なくとも、地域の複数の会社が共同で運営する保育園があれば、会社近くに預けられる環境ができ、女性経営者自身も社員も安心して働く。「事業所内保育施設設置・運営等助成金」制度はあるが、複数の会社での共同では使えない。これらを支援する使いやすい助成制度が望まれる。

(5) 育児支援やワークライフバランスを推進する会社への助成制度

社員がモチベーションをあげて自らの能力を発揮する環境を作るには、ワークライフバランスの推進が重要であると考えており、育児やワークライフバランスを推進する企業へ使いやすい分かりやすい助成制度が望まれる。

(6) 保育サポートサービスの充実、特に病時保育所の充実、土日の保育所開設

女性経営者も社員もサービス業の場合、土日が繁忙となるため、保育の質を確保したうえで土日の保育が不可欠である。さらに病児保育、延長保育が同一施設で受けられることが望まれる。

(7) 母親の子育て就業支援、学童サービスの充実

12. 清潔な政治・行政の確立と武力によらない国際貢献、アジアとの共存共栄

(1) 政治腐敗を招く根元である政党への企業献金・団体献金は禁止する。政治・行政に対する国民の信頼を回復させるために、公務員倫理の確立と厳正な実行、高級官僚の関連業界への天下り禁止、国民への情報公開などについて、さらに真剣な努力を行う。

(2) 戦後60数年を経て、中国などアジア諸国との経済関係がいっそう緊密となる中で、平和裏に経済活動に専心できる環境づくりが国の内外で切望される。日本国憲法の平和理念にのっとり、国際社会の平和のために日本の役割をいっそう強化すべきである。国際紛争は国連を通じて平和裏に解決する努力が求められている。

(3) TPPの参加の交渉は次の事項を守って慎重に検討すること。
①TPPの「例外なき」関税・非関税障壁の撤廃の条項を取り除くこと。
②全ての参加国にとって相互の繁栄と利益に資する対等な協定であること。
③交渉内容は遅滞なく情報公開されること。
④日本の中小企業の利益が守られるようにその方策を明確にし、当会を含む中小企業団体が参加する審議機関を設けること。
⑤ISDS（投資家対国家紛争仲裁）条項は入れないこと。

13. その他

(1) 通関業の立て替え払いの是正について

通関業者は輸入業者の代理で輸入申告をするが、その際業界の悪しき慣例として通関業者が関税・輸入消費税を立て替えることがある。その立て替え金額が尋常でなく、消費税が8%、10%

に上がった場合、そのための資金繰りで中小企業では困難な状況になる。輸入業者が直接納税する仕組みを大企業から広く勧めること。例えば、輸入申告書を作成する際に、輸入者名義の口座しか入力できないようにする。

(2) 中小企業に期待されている役割に比べ、実態の諸側面を定量的に調査した各種統計の整備・公表が遅れているので、速やかに改善する。

以上